

第百十一号議案

江戸川区個人情報保護に関する法律施行条例

右の議案を提出する。

令和四年十一月二十二日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区個人情報保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例で使用する用語の意義は、次に定めるもののほか、法及び個人情報保護の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）で使用する用語の例による。

一 実施機関 江戸川区長（以下「区長」という。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。

二 受託者等 法第六十六条第二項第一号及び第二号に規定する者並びに当該各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者をいう。

三 受託業務 受託者等が行う、法第六十六条第二項第一号、第二号及び第五号に規定する業務をいう。

(総括個人情報保護管理責任者等)

第三条 江戸川区（以下「区」という。）における全ての保有個人情報の管理に

関する事務を総括する責任者として総括個人情報保護管理責任者を置く。

2 実施機関は、保有個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報

保護管理責任者を置かなければならない。

（個人情報ファイル簿の作成等及び業務の登録等）

第四条 実施機関は、法第七十五条第一項の規定により作成し、公表しなければならないとされている個人情報ファイル簿のほか、実施機関が保有している法第七十四条第二項第三号及び第六号から第九号までに掲げる個人情報ファイル簿について、それぞれ同条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他個人情報の保護に関する法律施行令で定める事項を記録した帳簿を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、法第七十五条第二項各号に掲げる個人情報ファイル（法第七十四条第二項第三号及び第六号から第九号までに掲げるものを除く。）については、適用しない。

3 実施機関は、個人情報に係る業務を新たに開始するときは、次に掲げる事項を、規則で定めるところにより、個人情報業務登録簿に登録しなければならない。

- 一 業務の名称
 - 二 業務の目的
 - 三 対象となる個人の範囲
 - 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 4 実施機関は、登録した業務を廃止し、又は変更するときには、当該登録を抹消

し、又は修正しなければならない。

5 実施機関は、個人情報業務登録簿を江戸川区民（以下「区民」という。）の閲覧に供さなければならない。

（管理状況の記録）

第五条 実施機関は、次に掲げる行為をしたときは、規則で定める事項を記録し、区民の閲覧に供さなければならない。

一 法第六十九条第二項の規定により、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供したとき。

二 受託者等に受託業務を行わせたとき。

2 前項の規定は、同項の記録内容に修正があつたときに準用する。

（開示する情報）

第六条 法第七十八条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、江戸川区情報公開条例（平成十三年三月江戸川区条例第十九号）第七条第一項第二号ハに掲げる情報のうち公務員等の氏名（法第七十八条第一項各号（第二号を除く。）に該当するものを除く。）とする。

（開示請求に係る手数料等）

第七条 法第八十九条第二項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第八十七条第一項の規定により保有個人情報の写しの交付を受ける者は、
当該写しの作成及び送付に要する費用を負担するものとする。

3 前項に規定する保有個人情報情報の写しの交付を受ける者の費用負担は、実施機
関が必要と認めたときは、減免することができる。
(請求に係る手続等)

第八条 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書には、それぞれ法第七十七
条第一項各号に掲げる事項、法第九十一条第一項各号に掲げる事項又は法第九
十九条第一項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することがで
きる。

2 実施機関は、法第七十七条第二項、第九十一条第二項又は第九十九条第二項
の規定により請求をする者が提示し、又は提出する書類に係る事実の確認を行
うことができる。
(決定等の期限)

第九条 開示決定等は開示請求があった日から十四日以内に、訂正決定等は訂正
請求があった日から十九日以内に、利用停止決定等は利用停止請求があった日
から十九日以内に、それぞれ行わなければならない。ただし、法第七十七条第
三項、第九十一条第三項又は第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合
にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由

があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。
この場合において、実施機関は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び
延長の理由を書面により通知しなければならない。

（決定等の期限の特例）

第十条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があつた日から四十四日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この項の規定を適用する旨及びその理由

二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 訂正決定等又は利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、実施機関は、相当の期間内に訂正決定等又は利用停止決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者又は利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この項の規定を適用する旨及びその理由
二 訂正決定等又は利用停止決定等をする期限

(訂正請求等の対象)

第十一条 法第九十条に規定する訂正請求及び法第九十八条に規定する利用停止請求は、開示を受けていない保有個人情報に対しても、することができる。この場合において、法第九十条第三項、第九十一条第一項第二号(訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。)、第九十八条第三項及び第九十九条第一項第二号(利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、訂正請求又は利用停止請求に対し、当該請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、法第七十八条第一項に規定する不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。

(審査会への諮問)

第十二条 法第五十条第三項の規定において準用する同条第一項の規定により諮問する機関は、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例(平成十三年三月江戸川区条例第二十号)第一条に規定する江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)とする。

2 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱

いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

一 この条例の規定を改正し、又は廃止しようとするとき。

二 法第六十六条第一項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとするとき。

三 前二号に掲げるもののほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとするとき。

(公表)

第十三条 区長は、毎年一回、法及びこの条例の施行の状況について、区民に公表するものとする。

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、付則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(旧条例の廃止)

第二条 江戸川区個人情報保護条例(平成六年三月江戸川区条例第一号。以下

「旧条例」という。）は、廃止する。
(経過措置)

第三条 次に掲げる者に係る旧条例第三条又は第二十九条の二の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第二条第一号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容を他に漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

一 この条例の施行の際現に旧条例第二条第十号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

二 この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 施行日前に旧条例第十六条から第十九条の二までの規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示又は訂正及び自己に関する保有個人情報又は保有特定個人情報の削除又は利用中止については、なお従前の例による。

3 前項の場合において、旧条例第二十一条の規定に基づき行われた決定に対する審査請求に係る旧条例第二十四条から第二十八条までの審査請求に関する規定の適用については、なお従前の例による。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第二条第三号イに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

二 第一項第二号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第二条第二号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

6 偽りその他不正の手段により、第二項の規定でなお従前の例によるとされた開示決定に基づく自己情報の開示を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

7 前三項の規定は、区の区域外においてこれらの項の罪又は違反を犯した者にも適用する。

第四条 付則第二条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（実施のための準備）

第五条 実施機関は、法及びこの条例の規定による個人情報保護制度の円滑な実施を確保するため、施行日前においても必要な準備を行うことができる。

(説明)

個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の改正に伴い、同法の執行に係る事務手続等を条例で規定する必要があるので、本案を提出いたします。